令和2年度医療通訳普及促進事業 業務委託仕様書

1 事業名

令和2年度医療通訳普及促進事業

2 事業の趣旨・目的

県内の外国人住民数は50,643人(平成31年1月1日現在)と県人口の2.78%を占め、外国人比率は全国第4位となっている。日本人住民数が減少する一方で外国人住民数は増加を続け、また、平成31年4月の特定技能制度施行により、外国人住民の数と割合は今後さらに増加すると予想される。国は外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を決定しており、多文化共生に向けた対策を求める声は全国的にも大きくなってきている。

総合的対応策(改訂)は、医療サービスの環境整備にも触れており、医療通訳の養成や、医療機関の体制整備等を進めるとしている。これに関しては、県はいち早く取り組んでおり、平成15年度に医療通訳派遣制度を構築し、医療通訳人材の育成と確保を図ってきた。これには一定の成果があり、令和2年3月現在、県内13医療機関での常駐や、三重県国際交流財団からの派遣で医療通訳が活躍しているところである。しかしながら、特に常駐の医療通訳はかなりの多忙を極めていることからも通訳需要はまだあるとみられる。また、東南アジア等各国の多様な言語を母語とする外国人住民が増加し、対応言語が追い付かない現状がある。さらに、時間外や急な通訳要請にはこれまでの体制では対応が困難なことが課題となっていた。

当事業は、これらの課題を解決する一助として医療機関への電話通訳の導入を促進し、医療機関配置、派遣・同行、電話・遠隔の3形態それぞれの長所を取り込んだ医療通訳体制をつくるとともに、特別な技術を要する電話通訳にも対応可能な通訳人材を育成するものである。

3 委託業務の内容

(1)医療通訳育成研修(即戦力養成編)の企画、運営

- あらゆる形態(医療機関配置、派遣・同行、電話・遠隔)で即戦力となる医療通訳者を育成する研修を実施する。想定する言語は、母語とする住民数が多く、医療通訳候補者が一定数獲得できるもの(ポルトガル語、中国語、スペイン語、ベトナム語等)とする(4言語以上×15時間以上。各言語5名受講目標)
- より実践的なものとするため、受講者選抜テストを行うこと
- 医療知識や通訳技術の習得をめざすほか、各形態の通訳の特徴や注意点を押さえ、特に、 今後の普及が見込まれる電話通訳のトレーニングに配慮したカリキュラムとすること。医療現 場の見学も推奨する
- 研修を修了した者には医療通訳サービスを扱う企業・団体等を紹介し、通訳登録を促進すること

(2)電話医療通訳利用促進

● 通訳が必要な場面で必要な言語の通訳を即時に利用することができる電話医療通訳を医療機関が導入する契機となるよう、意欲のある医療機関において電話通訳利用の実証実験を行う(月あたりの通訳利用枠500分、対応言語10以上、8ヵ月)。参加医療機関の募集は三重県が行うが、参加登録については、参加枠の30ヵ所に達するまで受託者が対応すること。

- ※参加医療機関が20ヵ所未満の月については、三重県と受託者で協議のうえ通訳利用枠 を調整することがある
- 厚労省補助金(団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業)にかかる申請等一切の手続きを行う。なお、補助が決定された場合は、委託契約額を減額する変更契約を行うこと 【参考】令和元年度団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00004.html

- 参加医療機関へのサービス提供にかかる実費の1/4程度を参加医療機関から一部負担金として徴収し、当事業の経費にあてること
- 医療通訳導入に向けて有用となる情報やデータを収集し、医療機関に提供すること

(3)医療通訳の実績に関する調査

- 県内で医療通訳者を派遣・紹介している団体の、実績件数を調査する
- 県内で医療通訳を配置する医療機関の増減および状況(対応言語・曜日・時間)を調査する ※既存の配置医療機関における状況確認、新規の医療機関が判明した場合の状況確認等であり、必ずしも全医療機関への照会を要求するものではない
- 医療通訳の普及に向けて有用な情報を収集し、ウェブサイト等で公表する

4 委託期間

契約日から令和3年(2021年)3月31日(水)まで

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために三重県(医療保健部、環境生活部)との打合せの機会を設けること。また打合せ場所は原則として、みえ県民交流センター (津市、アスト津)または三重県庁(津市)内とする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書および仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は三重県に属するものとする。
- (5)委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。

6 納品する成果品

委託期間終了の日までに、業務完了報告書(様式任意、A4版・両面印刷可)を本課に提出して完了検査を受けること。

なお、業務完了報告書には次の項目を含むこと。

- > 委託業務の実施内容
- ▶ 委託業務の具体的な成果(研修の参加人数、電話通訳の利用件数等)
- ▶ 事業効果の検証
- ▶ その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

7 その他

(1) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

- (2)不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
 - ①受託者は契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当 介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
 - ウ 契約事務担当課に報告すること
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入 を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、 契約事務担当課と協議を行うこと
 - ②三重県は、受託者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (3)個人情報保護について

契約の履行にあたっては、三重県個人情報保護条例(平成14年三重県条例第1号)第13条第2項の規定を遵守するものとする。

なお、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に委託を受けた事務に従事 している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意すること。

(4)特記事項

受託者は、委託業務の実施上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。委託契約が解除及び完了した後も同様とする。